

仕 様 書

件 名	217号隊舎エレベーター保守	仕様書番号	9
		作成年月日	令和5年 1月30日
		作成者所属	久留米駐屯地業務隊 管理科
		階級氏名	防衛技官 中村 裕菜

1. 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊久留米駐屯地217号隊舎に設置されたエレベーターの保守点検について適用する。

2. 実施場所

福岡県久留米市国分町100番地 陸上自衛隊久留米駐屯地

3. 保守期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4. 概 要

POG契約によるエレベーターの保守

5. 型式・数量・点検回数

品名・型式等	設置年月	数量	点検回数
フジテックエリシオ（ロープ式） (P-9-2C0-90-8T) 群管理方式 付加仕様含む	平成10年6月	3台	1回/月 計12回/年

6. 一般事項

- (1) 本件は本仕様書によるほか、関係各法規および関係諸規定に基づき実施する。
- (2) 本作業は、他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原状復旧するものとする。
- (3) 本作業に際し疑義が生じた場合は、担当係官と協議のうえ、その指示に従い実施する。

7. 特記事項

- (1) 本作業は、別紙「エレベーター保守点検項目表」により実施し、点検項目の点検周期についてはメーカーに確認のうえ、その周期に従い点検するものとする。
- (2) 本作業に際し部品及び消耗品等の取替・修理作業を要する場合、係官と調整を行うこと。
- (3) 本作業終了後、動作及び機能確認を行い、正常に作動することを確認した後、点検内容に準じた作業報告書を1部係官に提出するものとする。
- (4) 遠隔監視装置の監視結果について、翌月初めに速やかに報告書を提出するものとする。
- (5) 緊急時及び故障の場合は、速やかに技術員を派遣し必要な対処を行い、その状況、状態等について係官に報告すること。
- (6) 何らかの原因で停止したエレベーターの復旧については、請負者の負担で実施するものとする。ただし、別途部品交換等の修理を要する場合は、係官と協議のうえ行うものとする。

エレベーター保守点検項目表 (217号隊舎)

区分	点検項目
通常点検	乗り心地・異常音・振動
	ドア・開閉状態・しきい溝
	着床時の段差
	かご意匠・表示・ボタン
	乗場意匠・表示・ボタン
	かご内照明
	かご内ファン
	ドア反転装置
機械室	機械室の環境
	機械室内機器の状態
	巻上機・電動機
	制御機器の作動状態
	ブレーキの作動状態
非常装置	停電灯装置
	外部連絡装置
昇降機・乗場ドア	昇降路環境
	昇降路内機器の状態
	リミットスイッチ
	乗場ドアロック・自閉力
	ドアインターロック (接点)
かごまわり	かごまわり機器の状態
	ドア駆動装置・つかみ装置
	かごドア戸閉めスイッチ
	かごドア終端スイッチ
	かごドア終端保持装置
ピット	ピットの環境
	ピット内機器の状態
	緩衝器
	張り車・コンペン機器
主要機械詳細	主ロープ (損傷・磨耗)
	調速機作動・調速機ロープ
	ブレーキパット厚さ
	格網車・主綱車ロープ溝
	非常止め装置
	移動ケーブル (損傷・軌道)
	ガイドシュー (かかり)
	ガイドレール (磨耗・変形)
	釣合いおもり (底部隙間)
	付加仕様
火災時管制運転装置	
停電時自動着床装置	
遠隔監視装置	